

報告第10号

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団の経営状況を別冊のとおり提出する。

令和4年5月20日

提出者 杉並区長 田 中 良

令和 3 年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事業報告書

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算書

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 31 日

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

目 次

令和3年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事業報告書

ページ

1 事業の概要	3
総括表	6
2 事業実績	
(1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びに スポーツに関する各種大会の運営に関する事業	7
(2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業	13
(3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業	13
(4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業	13
(5) 杉並区から受託するスポーツ施設及び集会施設の 管理並びに運営に関する事業	17
3 令和3年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事会開催状況	20
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事及び監事名簿	21
4 令和3年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員会開催状況	22
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員名簿	23

令和3年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算書

1 貸借対照表	27
2 貸借対照表内訳表	28
3 正味財産増減計算書	30
4 正味財産増減計算書内訳表	32
5 財務諸表に対する注記	35
6 附属明細書	37
7 財産目録	38

令和3年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算監査報告書

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団定款

1 事業の概要

令和3年度は、令和2年度に引き続きコロナ禍の中、新型コロナウイルス感染症対策として、スポーツ庁のガイドラインに沿った予防策を講じ、安全・安心にスポーツを実施できる環境を提供することで、区民の健康づくりやスポーツの普及に努めてきた。

また、杉並区区民体育祭やスポーツ・レクリエーション大会の運営のほか、指定管理施設と受託施設の管理運営においては、安全・安心を第一義とし効率的な運営を実施した。

(1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業(第1号事業)

① スポーツ・文化教室の開催

区民がスポーツ及び文化に親しみ、健康で潤いのある豊かな暮らしを実現するために、多様なスポーツ教室・講座を積極的に企画し、開催した。開催場所は、区から受託するスポーツ施設・集会施設に加え、区内全域の区立施設のほか、野外スポーツ施設等、事業内容に応じて区外でも実施した。

下高井戸区民集会所では、スポーツ教室と合わせて文化等の地域振興事業を実施した。新型コロナウイルス感染症の対策を講じて教室・講座の開催に努めた結果、令和2年度より延参加者数は約600名増加した。

スポーツ教室の講師は杉並区体育協会等に加盟する各スポーツ団体からの派遣やプロスポーツ界で活躍している方、文化教室講師は区内NP0団体からの紹介や地域で活動している文化人等専門性が高く指導力のある方など、各分野から財団の持つ幅広い人脈を基に依頼し、参加者から高い評価を受けている。

② スポーツの各種大会の運営

杉並区体育協会や杉並区スポーツ・レクリエーション協会等と共催し、区民に広くスポーツの普及を図るために、杉並区区民体育祭を開催するほか、都民体育大会や都民生涯スポーツ大会への選手派遣等の支援を行い、子供から高齢者まで参加できる各種大会の開催・支援を行った。

また、障がい者スポーツ拠点づくり事業として、視覚障がい者により身近に親しんでもらえるよう音声誘導装置を導入してサウンドテーブルテニスを拡充した。さらに、コロナ禍にあって、障がい者が体を動かす機会を提供できるようリモートでの取り組みを行った。

(2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業(第2号事業)

区内スポーツ団体の活動が安定的・発展的に行われ、団体の運営が円滑に進むように育成・支援した。主に、区立小中学校や児童館への指導者の派遣を区内のスポーツ団体と連携して実施した。

指導者養成事業は、区受託事業として「すぎなみスポーツアカデミー」を開講し、地域スポーツの指導者や指導者を目指したいと考えているスポーツ愛好者等を対象に、地域スポーツの普及振興を促進する優れた指導者を養成するための講座を実施した。

なかでも、新型コロナウイルス感染症の影響で区民の地域での活動が制約される中、正しい知識を習得し、スポーツ・レクリエーション活動を継続できるよう「地域スポーツ With コロナ」を令和2年度に引き続いて開催した。講師には、感染症の専門医や、団体の運営に携わる関係者、アスリートらを招いて延べ8講座開催した。

また、障がい者スポーツ・レクリエーションの普及・振興促進に向け、障がい者スポーツ指導の基礎的知識、技術を習得した人材を養成するために、「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」を実施した。

(3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業(第3号事業)

区民のスポーツや文化活動を促進するため、広報紙の発行やホームページの活用により、情報・知識を広く発信した。令和3年度は広報紙「My Sports すぎなみ」を年5回発行し、新聞折り込みや区内施設において配布した。

(4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業(第4号事業)

指定管理業務として区から受託している事業を第1号事業と同様に新型コロナウイルス感染症対策を講じ実施した。

- 一般使用：体育室及び小体育室等で実施する、事前申し込みが不要の個人や家族が気軽にスポーツに親しめる機会を提供する事業である。令和3年度は感染症対策を行いながら年間を通して実施した結果、延参加者数は13,380人であった。
- スポーツフェスティバル：令和3年度は指定管理施設4施設、業務受託施設1施設の合計5施設を会場とし各種競技の体験・演目の披露、スポーツ団体等の地域団体と協力連携して実施した結果、延参加者数は2,529人であった。
- スポーツ教室等の実施：令和3年度は、感染症対策を十分に講じながら令和2年度に引き続いて、杉並区のスポーツ推進計画に掲げたスポーツをするきっかけづくりを目的とした事業などの教室等を開催したため、体育館や運動場等での種目数・教室数が令和2年度より大きく増加した結果、延参加者数は11,712人であった。また、サウンドテーブルテニス、ユニカールなどの5種目は、障がいの有無にかかわらず参加者を募集し、実施した。

上記事業は、杉並区体育協会等に加盟するスポーツ団体や広くスポーツ界で活躍している方等に依頼をして実施しており、専門性の高い指導力のある講師であることから参加者から高い評価を受けている。

(5) 杉並区から受託するスポーツ施設及び集会施設の管理並びに運営に関する事業(第5号事業)

健康的で活力ある地域社会を形成するための拠点として、杉並区から受託するスポーツ施設の管理と貸出については、杉並区体育施設等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、集会施設は杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例及び同条例施行規則に基づいて実施し、安全・安心を第一義として感染症対策を徹底しつつ、区民に対して広くにスポーツ・地域振興の場を提供した。

(6) 定款第4条第2項に付帯する事業

- ・自動販売機による飲料水等の販売、4施設9台
- ・有料ロッカーのサービス、4施設44連
- ・スポーツ用品等の販売、販売品目は6種類
- ・健康器具、音波振動マシンの貸出
- ・スポーツ用具の貸出施設 ノルディックポールのレンタル

(7) その他

令和3年度は令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が相次いで発せられたが、各種事業を中止することは可能な限り避けて感染症対策を講じながら事業の実施に努めてきた。その結果、多くの事業で令和2年度より参加者数が大きく上回り、区民のスポーツ機会の創出、スポーツの継続に寄与することができた。

財団は令和4年度から体育館や運動場等の指定管理業務から離れることになったが、これらの体育施設とも連携を取りながら、また今まで積み上げてきた知見を活かして感染症対策を講じつつ、財団の特性・長所をより活かした事業の展開を進めていく。

事業実績 総括表

事業名	開催場所・その他	事業規模等	
		種目	
スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業 (第1号事業)	体育館	種目	27種目
		教室数	53教室
		延参加者数	14,623人
	運動場	種目	7種目
		教室数	12教室
		延参加者数	8,633人
	区民集会所	種目	9種目
		教室数	13教室
		延参加者数	934人
	都立高校・他の指定管理施設及び民間施設を利用した教室	種目	5種目
		教室数	6教室
		延参加者数	1,024人
	野外事業等	種目	6種目
		教室数	6教室
		延参加者数	427人
共催・後援事業	種目	2種目	
	教室数	2教室	
	延参加者数	358人	
イベント・大会等	種目	12種目	
	延参加者数	11,753人	
スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業 (第2号事業)	専門家派遣・児童館連携事業	種目	2種目
		延参加者数	3,928人
	部活動活性化モデル事業	種目	1種目
		延参加者数	487人
	すぎなみスポーツアカデミー	種目	1種目
		延参加者数	450人
	初級障がい者スポーツ指導員養成講習会	種目	1種目
		延参加者数	48人
講演会	種目	1種目	
	延参加者数	70人	
スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業 (第3号事業)	広報紙の発行	744,000部	
	財団ホームページ	体育施設利用案内、教室・大会等の案内、クラブ紹介、財団ブログ、広報紙「マイスポーツすぎなみ」の掲載、教室・イベントの申し込み受付等	
	各体育施設の情報発信	各施設の事業を紹介するチラシ・ブログ等の作成及び配布	
杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業 (第4号事業)	体育館	種目	18種目
		教室数	34教室
		延参加者数	8,428人
	運動場	種目	6種目
		教室数	19教室
		延参加者数	2,912人
	プール	種目	1種目
		教室数	8教室
		延参加者数	372人
	イベント	種目	1種目
		延参加者数	2,529人
一般使用	種目	18種目	
	延参加者数	13,380人	
杉並区から受託するスポーツ施設及び集会施設の管理並びに運営に関する事業 (第5号事業)	体育館	利用者数	132,706人
	運動場		155,330人
	庭球場		64,094人
	温水プール		53,757人
	計		405,887人

2 事業実績

当該年度における1年間の事業実績は次のとおりである。

※1中止 新型コロナウイルス感染症対策による中止
 ※2中止 施設工事による中止
 ※3中止 その他の理由による中止

(1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業 (第1号事業)

多くの区民が、スポーツに親しみ、生涯にわたりスポーツに参加できるように、教室や講座を実施するほか、区民のスポーツの普及を図るため、各種大会やイベントを開催する。

▼ 体育館

会 場	種 目	対 象	実施月等		延 参 加 者	託 児
荻窪体育館	バスケットボール(通年)	小学生	4月～2月	31 回	773 人	—
	なぎなた(通年)	小・中学生	4月～2月	22 回	290 人	—
	ソフトバレーボール	小学生	4月～3月	10 回	123 人	—
	スポーツマスター(通年)	小学生	4月～3月	34 回	729 人	—
	HIP HOP(通年)	小学2年～4年生	4月～3月	32 回	432 人	—
		小学5年～中学生		32 回	326 人	—
	HIP HOPイベント派遣	小・中学生	9月・10月	2 回	42 人	—
	チアリーディング (火曜・通年)	年長・小学1年生	4月～2月	32 回	183 人	—
		小学2年・3年生		32 回	574 人	—
		小学4年・5年生		32 回	296 人	—
	チアリーディング (金曜・通年)	年長・小学1年生	4月～2月	32 回	245 人	—
		小学2年・3年生		32 回	468 人	—
		小学4年・5年生		32 回	471 人	—
		小学6年～中学生		32 回	612 人	—
	チアリーディングイベント派遣	年長～中学生	9月・10月	2 回	105 人	—
	チアリーディング体験会	幼児・小学生	8月	1 回	12 人	—
	マタニティヨガ I II	一般区民	5月～7月 ※3中止	0 回	0 人	0
			9月～11月 ※3中止	0 回	0 人	0
	産後エクササイズ I II	一般区民	5月～7月	10 回	27 人	0
			9月～11月 ※3中止	0 回	0 人	0
土曜の朝活(代替)	一般区民	9月～12月	12 回	102 人	0	
	一般区民	12月～3月	14 回	103 人	0	
脳トレリズム体操 I II III	50歳以上の 一般区民	4月～7月	24 回	203 人	—	
		8月～11月	24 回	214 人	—	
		12月～2月	20 回	166 人	—	
バレエ I II III	一般区民	4月～7月	36 回	323 人	0	
		8月～11月	36 回	326 人	0	
		11月～3月	36 回	332 人	0	

会 場	種 目		対 象	実施日等		延 参 加 者	託 児
荻窪体育館	転倒予防イス体操 I II		60歳以上の 一般区民	4月～8月	32 回	334 人	—
				10月～3月	32 回	330 人	—
	ピラティス I II III		一般区民	4月～7月	12 回	94 人	0
				8月～11月	12 回	92 人	0
				12月～2月	20 回	151 人	0
	ヨガ I II III		一般区民	5月～7月	36 回	307 人	0
				8月～12月	36 回	296 人	0
				12月～3月	30 回	551 人	0
	タイ式ヨガ I II III		一般区民	4月～7月	36 回	313 人	0
				8月～11月	36 回	324 人	0
				11月～3月	36 回	302 人	0
	体幹エクササイズ I II III		一般区民	4月～7月	24 回	166 人	0
				7月～10月	20 回	171 人	0
				11月～2月	30 回	255 人	0
	フィットネス I II III		一般区民	4月～6月	10 回	197 人	—
7月～10月				11 回	214 人	—	
11月～3月				12 回	246 人	—	
ソシアルダンス		一般区民	10月～11月 ※1中止	0 回	0 人	—	
ありがとうイベント(新規)		一般区民	3月	2 回	138 人	—	
高円寺体育館	フットサル		一般区民	10月～3月	41 回	345 人	—
				11月～1月	8 回	119 人	—
				10月～3月	19 回	325 人	—
				4月～3月	45 回	749 人	—
	コアトレーニング I II III		一般区民	5月～7月 ※1中止	0 回	0 人	0
				9月～10月 ※1中止	0 回	0 人	0
				1月～2月	8 回	50 人	0
	腰痛予防エクササイズ I II III		一般区民	5月～7月	8 回	57 人	—
				9月～10月	8 回	56 人	—
				1月～2月	8 回	56 人	—
	シニア向け体操 I II III		50歳以上の 一般区民	5月～6月	8 回	58 人	—
				9月～10月	8 回	73 人	—
				1月～3月	8 回	95 人	—
	背骨コンディショニング I II III		一般区民	4月～6月	8 回	55 人	0
				9月～11月	8 回	53 人	0
1月～2月				8 回	77 人	0	

会 場	種 目	対 象	実施日等		延 参 加 者	託児
高円寺体育館	骨盤エクササイズⅠⅡ	一般区民	7月～9月	6回	44人	0
			11月～12月	6回	45人	0
	食育ヨガⅠⅡ	一般区民	4月～6月	8回	50人	—
			9月～10月	8回	59人	—
	ヨガ(初級)ⅠⅡ	一般区民	7月～9月	8回	63人	—
			10月～12月	8回	81人	—
	ボクシングエクササイズ教室 (新規)	一般区民	6月	3回	28人	—
	阿波踊り	一般区民	1月～2月	6回	59人	0
ありがとうイベント(新規)	一般区民	3月	1回	68人	0	
延参加者合計					14,623人	

▼ 運動場

会 場	種 目	対 象	実施月等		延 参 加 者	託児
下高井戸運動場	サッカー(通年)	年少～小学生	4月～3月	38回	2,568人	—
	野球(通年)	年中～小学生	4月～3月	39回	4,645人	—
	フットサルゲーム	一般区民	12月	1回	66人	—
	ありがとうイベント(新規)	一般区民	2月	1回	115人	—
松ノ木運動場	テニス(中級)	一般区民	4月～5月	6回	127人	—
	テニス(中級・短期集中)	一般区民	1月	4回	46人	—
	テニス(ナイト)	一般区民(勤労者)	7月～8月 ※1中止	0回	0人	—
	テニス(シニア)	一般区民(シニア)	10月～12月	6回	84人	—
	テニス(初級)	一般区民	10月～12月	6回	84人	—
	テニス(経験者)	小学生(経験者)	5月～11月	36回	441人	—
	野球(経験者)春	小学生(経験者)	5月～7月	8回	161人	—
	野球(経験者)秋		9月～11月	8回	170人	—
	ジョギング入門	一般区民	2月	1回	11人	—
	ありがとうイベント(新規)	一般区民	2月	1回	115人	—
延参加者合計					8,633人	

▼ 区民集会所

会 場	種 目	対 象	実施月等		延 参 加 者	託児
下高井戸区民集会所	語学(イタリア語)	一般区民	5月～6月	6回	88人	—
			9月～10月	6回	68人	—
	語学(韓国語)①②	一般区民	5月～10月	24回	198人	—
	手相教室(新規)	一般区民	10月～12月	4回	53人	0
	海洋生物講話ペンギン(新規)	一般区民	10月	1回	18人	—
	海洋生物講話クジラ(新規)	一般区民	11月	1回	21人	—
	バレエヨガ教室(新規)	一般区民	11月～12月	6回	69人	—
	親子体操 春	幼児・親	5月～6月	12回	94人	—
	親子体操 秋		10月～11月	12回	114人	—
	エクササイズ	一般区民	10月～2月	5回	35人	—
	土曜の夜のコンサート	一般区民	4月～2月 ※1中止	0回	0人	—
	イス体操(新規)	一般区民	10月～11月	6回	21人	—
	楽しく健康タイムヨガⅠ	一般区民	5月～2月	7回	98人	—
	楽しく健康タイムヨガⅡ	一般区民	10月～2月	5回	57人	—
延参加者合計					934人	

▼ 学校施設を利用した教室

会 場	種 目	回数	延 参 加 者	備考
都立豊多摩高校	剣道:0回 0人、陸上:0回 0人 ※1,3中止	0回	0人	
延参加者合計			0人	

▼ 他の指定管理施設及び民間施設等を活用した教室

会 場	種目	対 象	実施月等		延 参 加 者	備考
上井草スポーツセンターほか	バスケットボール	知的障がい者	9月～2月	4回	66人	
永福体育館	ビーチスポーツ	一般区民	11月	1回	32人	
大宮前体育館	フェンシング(初級)	小・中学生	4月～3月	23回	161人	
	フェンシング		4月～3月	23回	528人	
ボルダリングスペース ブロー	ボルダリング	一般区民	2月～3月	5回	25人	
障害者福祉会館他	ヨガ・ダンス等	障がい者・一般区民	8月～3月	19回	212人	
延参加者合計					1,024人	

▼ 野外・本部事業

会 場	事 業 名	対 象	実施月等		延 参 加 者	備 考
明治神宮外苑 アイススケートリンク	親子スケート教室	小学生・親	10月	2回	128人	30家族
群馬県みなかみ町	スノーシュー体験教室	小学生・親	2月 ※1中止	0回	0人	0家族
青梅市多摩川	ラフティング体験教室	小学生・親	8月	1回	38人	8家族
高円寺体育館	スロージョギング	一般区民	12月	3回	32人	
上井草スポーツセンター	水泳	知的障がい者	12月～1月	2回	14人	
下高井戸運動場・区民集会所	ウォーキング講習会	一般区民	3月	1回	19人	
錦糸町～東京スカイツリー周辺	区民歩こう会(春)	一般区民	5月 ※1中止	0回	0人	
	区民歩こう会(秋)		11月	1回	196人	
蚕糸の森公園運動場	ファミリー駅伝	一般区民	2月 ※1中止	0回	0人	チーム
延参加者合計					427人	

▼ 共催・後援事業

会 場	事 業 名	対 象	実施月等		延 参 加 者	備 考
ハイランドセンター	ゴルフ初心者体験講習会	一般区民(初心者)	6月	1回	48人	
長野県上田市菅平高原	区民スキー&スノーボード教室	一般区民	3月 ※1中止	0回	0人	
東京都奥多摩町 大丹波国際虹鱒釣場	区民マス釣り大会	一般区民	※1中止	0回	0人	
区立阿佐ヶ谷中学校	わんぱく相撲 杉並区大会	幼児・小学生	5月 ※1中止	0回	0人	
下高井戸運動場	さざんかカップ	区内小学生の サッカーチーム	12月	1回	310人	
荻窪体育館	ふれあいスポレクまつり	一般区民	4月 ※1中止	0回	0人	
大宮前体育館	すぎなみ体操まつり	一般区民	6月 ※1中止	0回	0人	
区立松溪中学校	バレーボールを楽しむ集い	60歳以上の 一般区民	※1中止	0回	0人	
ヴィムスポーツアベニュー	健康づくりフェスタ	一般区民	※1中止	0回	0人	
上井草スポーツセンター	ラージボール卓球大会	一般区民	9月 ※1中止	0回	0人	
区立妙正寺公園	元旦ジョギング	一般区民	1月 ※1中止	0回	0人	
延参加者合計					358人	

▼ イベント・大会等

会場	内容	対象	実施月等		延参加者	備考
荻窪体育館他3施設	スポーツアドバイザー派遣	一般区民	4月～3月	360回	360人	
都内各体育施設	都民体育大会派遣	一般区民	10月	1回	9人	
都内各体育施設	都民生涯スポーツ大会派遣	一般区民	10月～12月	1回	38人	
都内各体育施設	都民スポレクふれあい大会派遣	一般区民	9月～11月 ※1中止	0回	0人	
指定管理施設他	スタンプラリーウオーキング (地域資源イベント)	一般区民	3月	1回	52人	
味の素スタジアム	東京ヴェルディ ホームタウンデー	一般区民	9月	1回	800人	
	FC東京 杉並トップアスリート観戦デー	小学生・保護者	※1中止	0回	0人	
区内体育施設 区内障害者通所施設	パラスポーツ体験会	障がい者・一般区民	6月～12月	4回	200人	
桃井原っぱ公園	すぎなみフェスタ	一般区民	※1中止	0回	0人	
荻窪体育館	障害者スポーツ拠点づくり(新規)	一般区民	4月～3月	12回	24人	
財団本部	リモート事業(新規)	障がい者・一般区民	8月～2月	17回	106人	
イベント 延参加者合計					1,589人	

大会名	会場	対象	実施月等		延参加者	備考
区民体育祭						
総合開会式	西荻地域区民センター	一般区民	7月	※1中止	0回	0人
夏季大会(3競技)	和田堀公園プール他		9月		1回	214人
秋季大会(22競技)	区立体育館、運動場他		6月～3月		1回	7,732人
冬季大会(3競技)	区立運動場他		9月～1月		1回	1,594人
スポレク大会(16種目)	区立体育館他		6月～1月		1回	624人
大会等 延参加者合計					10,164人	

総事業数	68事業	参加者総数	37,748人	託児	0人
------	------	-------	---------	----	----

※ 総事業数は、事業実績総括表(P6)の各事業別種目数の合計。

(2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業 (第2号事業)

区内のスポーツ団体及び公的な団体等のスポーツ活動を育成・支援し、指導者等の養成を行い、地域スポーツの振興を図る。

会 場	事 業 名	対 象	実施月等		延 参 加 者	備 考
区内小・中学校	専門家派遣事業	小・中学生	4月～3月	24 回	2,611 人	12校
区内児童館・学童クラブ	児童館連携事業	幼児～高校生	4月～3月	72 回	1,317 人	29館
区立施設	講演会・講習会の開催	一般区民	3月	1 日	70 人	
高井戸中学校	部活動活性化事業	中学生	4月～3月	77 回	487 人	
区内各体育施設 他	すぎなみ スポーツ アカデミー	A1 スポーツリーダー	一般区民	6月～3月	14 日	172 人
		A2 ジュニアスポーツ B 地域スポーツ With コロナ				
		C スーパーキッズ	小学生・親	9月	1 日	68 人
		D 障害者サポーター講座	一般区民	9月～3月	9 日	103 人
		E フォロー研修	一般区民	9月～3月	3 回	107 人
高円寺体育館	初級障がい者スポーツ指導 員養成講習会	一般区民	11月	3 日	48 人	
延参加者合計					4,983 人	

総事業数	6事業	参加者総数	4,983人
------	-----	-------	--------

※ 総事業数は、事業実績総括表(P6)の各事業別種目数の合計。

(3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業 (第3号事業)

広報紙やホームページ等の活用により、スポーツに関する情報を提供し、スポーツの普及啓発を図る。

項 目	対 象	内 容
広報紙の発行	一般区民	財団の広報紙「マイスポーツすぎなみ」を発行した。年5回744,000部
財団ホームページ		スポーツに関する話題や教室等の案内、ブログによる施設の紹介を掲載し随時更新した。
各体育施設の情報発信		各施設の事業を紹介するチラシ、ブログ等の作成及び配布を行った。
クラブ紹介		クラブ入会希望者等へ情報提供を行った。
歩っ人すぎなみ		財団ホームページから「歩っ人マップ」をダウンロードできるようにしている。

総事業数	5事業
------	-----

(4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業 (第4号事業)

杉並区から受託するスポーツ振興事業及び委託事業を実施し、区民へスポーツの普及・振興を目的とした教室やイベントへの参加の機会を提供する。

▼ 体育館

会 場	種 目	対 象	実施月等		延 参 加 者	託 児
荻窪体育館	親子体操 I II III	幼児・親	4月～7月	24 回	378 人	—
			8月～11月	22 回	348 人	—
			12月～2月	20 回	274 人	—
	合気道(入門)春秋	中学生以上の 一般区民	5月～6月	8 回	110 人	0
			11月～12月	7 回	80 人	0

会 場	種 目	対 象	実施月等		延 参 加 者	託児
荻窪体育館	卓球(初級・初心者)	一般区民	9月～12月	10回	322人	0
	いきいきスポーツ教室	一般区民	5月～8月	12回	314人	0
	楽しく健康タイム(通年)	一般区民	4月～7月	24回	672人	—
			7月～11月	24回	646人	—
			11月～3月	24回	734人	—
	ユニカール	障がい者・一般区民	5月～1月	5回	47人	—
	サウンドテーブルテニス	視覚障がい者・一般区民	5月～3月	4回	15人	—
	健康体操ⅠⅡ	一般区民	4月～9月	11回	420人	—
		一般区民	9月～2月	11回	418人	—
	太極拳	一般区民	4月～2月	11回	158人	—
ボッチャ	障がい者・一般区民	6月～2月	3回	24人	—	
夏休み体操	小学生	7月	8回	117人	—	
高円寺体育館	小学生スポーツⅠⅡ	小学生	4月～6月	10回	158人	—
			10月～12月	12回	209人	—
	こどもスポーツ	小学生	1月～3月	8回	118人	—
	親子体操ⅠⅡⅢⅣ	幼児・親	5月～6月	18回	118人	—
			9月～10月	10回	134人	—
			11月～12月	12回	200人	—
			1月～3月	10回	148人	—
	卓球ⅠⅡ	一般区民	5月～6月	8回	265人	0
			1月～2月	6回	198人	0
	フットサル	知的障がい者	4月～2月	5回	39人	—
	ウォーキングフットサル教室(新規)	知的障がい者・一般区民	5月～1月	5回	98人	—
	いきいきスポーツ教室(秋・冬)	一般区民	9月～11月	12回	274人	0
			12月～2月	11回	297人	0
	楽しく健康タイム(通年)	一般区民	4月～6月	6回	401人	—
			8月～9月	4回	140人	—
10月～11月			4回	221人	—	
12月～2月			6回	254人	—	
ダーツ	知的障がい者・一般区民	4月～2月	10回	79人	—	
(スポーツゼロ フィールド)	出張教室	一般区民	10月～12月 ※1中止	0回	0人	—
延参加者合計					8,428人	

▼ 運動場

会 場	種 目	対 象	実施月等		延 参 加 者	託児
下高井戸運動場	フットサル	一般区民	5月～2月	9回	162人	—
	陸上(かけっこ)ⅠⅡ	小学生	5月～7月	8回	387人	—
			9月～10月	8回	627人	—
	サッカーⅠⅡ	小学生	5月～7月	8回	121人	—
			9月～11月	8回	103人	—
ヨガ	一般区民	4月～10月	1回	26人	—	

会 場	種 目	対 象	実施月等		延 参 加 者	託児
松ノ木運動場	テニス	小学生	5月～11月	36回	477人	—
	テニス(ワンデイ)	一般区民	9月～12月	8回	108人	—
	テニス(初心者・短期集中)	一般区民	1月	4回	46人	—
	野球(初心者)春秋	幼児	5月～7月	8回	98人	—
			9月～11月	8回	111人	—
	野球(初級)春秋	小学生	5月～7月	8回	101人	—
			9月～11月	8回	103人	—
	ノルディックウォーキング	一般区民	4月～12月	7回	96人	—
	陸上(かけっこ)春秋	小学2年生	4月～6月	6回	76人	—
			10月～12月	6回	73人	—
	陸上(かけっこ)春秋	小学3年～6年生	4月～6月	6回	118人	—
			10月～12月	6回	75人	—
	陸上(ランニング)	一般区民	11月	3回	4人	—
	キッズコンディショニングⅠⅡ	未就学児	1月～2月 ※2中止	0回	0人	—
小学生		1月～2月 ※2中止	0回	0人	—	
フットサル教室(新規)	小学生	4月～5月 ※2中止	0回	0人	—	
延参加者合計					2,912人	

▼ プール

会 場	種 目	対 象	実施月等		延 参 加 者	託児	
杉並第十小学校 温水プール	小学生水泳ⅠⅡ	小学生	4月～6月 ※1中止	0回	0人	—	
			9月～11月	14回	147人	—	
	幼・小水泳	年中～小学1・2年生	3月 ※2中止	0回	0人	—	
	アーティスティックスイミング (初心初級)	小学生	4月～11月 ※1中止	0回	0人	—	
	アーティスティックスイミング 経験者	小学4年～中学生	4月～11月 ※1中止	0回	0人	—	
	アーティスティックスイミング 体験会	小学生	3月 ※2中止	0回	0人	—	
	アクアサイズ	ベーシック	一般区民	4月～1月 ※1中止	0回	0人	—
		シェイプアップ	一般区民	4月～1月 ※1中止	0回	0人	—
	ワンポイント (泳力アップ初・中級)	一般区民	6月～12月	8回	43人	—	
	ワンポイント(個人向け)	一般区民	5月～12月	12回	78人	—	
	ワンポイント (知的障がい者向け)(新規)	一般区民	4月～3月 ※1中止	0回	0人	—	
	ワンポイント (気管支喘息向け)(新規)	一般区民	4月～3月 ※1中止	0回	0人	—	

会 場	種 目	対 象	実施月等		延 参 加 者	託 児
杉並第十小学校 温水プール	ワンポイント (身体障がい者向け)(新規)	一般区民	4月～3月 ※1中止	0 回	0 人	—
	ワンポイント (バタフライ)	一般区民	12月	4 回	24 人	—
	ワンポイント (プレスト)	一般区民	10月	4 回	17 人	—
	ワンポイント (バックストローク)	一般区民	11月	2 回	13 人	—
	ワンポイント (夏休み)	一般区民	7月～8月	3 回	38 人	—
	水中運動	一般区民	4月～12月 ※1中止	0 回	0 人	—
	アクアビクス	一般区民	4月～12月 ※1中止	0 回	0 人	—
	障がい者水泳	知的障がい者	11月～12月	2 回	12 人	—
延参加者合計					372 人	

▼ イベント

会 場	内 容	対 象	実施日等		延 参 加 者	備 考
スポーツフェスティバル						
荻窪体育館	無料体験教室・ 年間教室の発表会等	一般区民	10月10日	1回	569 人	
高円寺体育館	無料体験教室等				257 人	
下高井戸運動場	無料体験教室等				1,039 人	
松ノ木運動場	無料体験教室等				380 人	
杉並第十小学校温水プール	無料体験教室等				284 人	
延参加者合計					2,529 人	

▼ 一般使用

会 場	室 名	対 象	延 参 加 者
高円寺体育館	体育室	一般区民	5,640 人
荻窪体育館	体育室	一般区民	6,456 人
	小体育室	一般区民	307 人
	武道場	一般区民	977 人
参加者総数			13,380 人

総事業数 44 事業	延参加者総数	27,621人	託児 0人
------------	--------	---------	-------

※ 総事業数は、事業実績総括表(P6)の各事業別種目数の合計。

(5) 杉並区から受託するスポーツ施設及び集会施設の管理並びに運営に関する事業
(第5号事業)

杉並区から受託するスポーツ施設及び区民集会施設について、「杉並区体育施設等に関する条例」「杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例」等に基づき、公平・公正な管理運営を行う。

施設の利用料徴収額及び使用人数(無料開放、一般使用、教室、大会等を含む)

○ 指定管理者の基本協定に基づく管理施設

施設		利用料(円)	延利用人数(人)
各室場別使用状況	体育室(荻窪、高円寺)	17,764,900	81,295
	小体育室(荻窪、高円寺)	4,483,875	22,386
	武道場(荻窪)	3,139,750	19,304
	庭球場(松ノ木)	17,881,825	64,094
	野球場・運動場 (下高井戸・松ノ木)	18,193,950	110,046
	小 計	61,464,300	297,125
	区民集会所(下高井戸)	4,556,500	—
	会議室(荻窪)	67,150	9,721
	駐車場(下高井戸)	4,021,300	(7,601)
合 計	70,109,250	306,846	

※(台)

施設		利用料(円)	延利用人数(人)
各施設別使用状況	荻窪体育館	14,213,675	85,012
	高円寺体育館	11,242,000	47,694
	下高井戸運動場	17,344,375	83,226
	下高井戸区民集会所	4,556,500	—
	松ノ木運動場	22,752,700	90,914
合 計	70,109,250	306,846	

○ 業務受託契約に基づく管理施設

施設		延利用人数(人)
各室場別使用状況	野球場・運動場(2箇所)	45,284
	内 和田堀公園野球場	34,814
	内 蚕糸の森公園運動場	10,470
	温水プール(杉並第十小学校)	53,757
合 計	99,041	
各施設別使用状況	和田堀公園野球場	34,814
	杉並第十小学校温水プール (蚕糸の森公園運動場を含む)	64,227
合 計	99,041	

※ 業務受託施設の利用料は区の歳入としている。

○ 団体登録受付事務

杉並区のスポーツ振興に寄与する団体を「社会体育団体」として認定し登録することにより、団体の育成を図る。
(令和3年度末現在登録団体数:4,642団体)

○ 施設維持管理(受付業務含む)

施設	体育館	荻窪体育館・高円寺体育館
	運動場	下高井戸運動場・松ノ木運動場(庭球場含む)・和田堀公園野球場(壁打ち練習場含む)・蚕糸の森公園運動場
	区民集会所	下高井戸区民集会所
	温水プール	杉並第十小学校温水プール

○ 利用者懇談会の実施

利用者のニーズを満たしかつ適正で効率的な施設の管理運営のため、施設管理、職員の対応、自主事業企画など、施設の管理運営に関して幅広く意見をきく場として利用者懇談会を開催予定していたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されたため対面開催を中止した。代替手段として利用者アンケート等を実施し、いただいたご意見に対して、書面回答や施設掲示等を行い意見交換とした。

施設	利用者懇談会開催日
荻窪体育館	令和4年2月11日(金) (対面開催中止)
高円寺体育館	令和4年2月10日(木) (対面開催中止)
下高井戸運動場・区民集会所	令和4年2月24日(木) (対面開催中止)
松ノ木運動場	令和4年2月17日(木) (対面開催中止)

3 理事会開催状況

回数	開催年月日	番号	件名	結果
第1回	令和3年 4月28日	議案第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和2年度事業報告について	原案承認
		議案第2号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和2年度決算について	原案承認
		議案第3号	役員賠償責任保険の加入について	原案承認
		議案第4号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和3年度第1回評議員会の招集について	原案承認
第2回	令和3年 10月20日	議案第5号	施設指定管理業務からの撤退及び次期指定管理事業者への引継ぎについて	原案承認
		報告第1号	理事長及び常務理事の職務執行報告(令和3年度上半期分)について	報告了承
		報告第2号	令和4年度予算書(案)作成の基本的な考え方について	報告了承
第3回	令和3年 12月8日	議案第6号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団定款の一部改正について	原案承認
		議案第7号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度事業計画について	原案承認
		議案第8号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度収支予算について	原案承認
		議案第9号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度資金調達及び設備投資の見込みについて	原案承認
		議案第10号	東京都への変更認定申請について	原案承認
		議案第11号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程について	原案承認
		議案第12号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和3年度第2回評議員会の招集について	原案承認
第4回	令和4年 3月18日	議案第13号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度補正収支予算(第1号)について	原案承認
		議案第14号	役員賠償責任保険の加入について	原案承認
		議案第15号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団就業規程の一部を改正する規程について	原案承認
		議案第16号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度常勤役員の報酬額について	原案承認
		議案第17号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和3年度第3回評議員会の招集について	原案承認
		報告第3号	理事長及び常務理事の職務執行報告(令和3年度下半期分)について	報告了承
		報告第4号	東京都への変更認定申請の認定について	報告了承
		報告第5号	令和4年度組織体制について	報告了承

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事及び監事名簿

(順不同)

令和4年3月31日

	氏 名	役 職
理事長	吉田 順之	杉並区副区長
常務理事	寺嶋 実	杉並区スポーツ振興財団常務理事
理事	西上原 久	杉並区体育協会 会長
理事	深野 一雄	杉並区体育協会 副会長
理事	曾根 修	杉並区体育協会 副理事長
理事	野田 信雄	杉並区スポーツ・レクリエーション協会 会長
理事	川名 海男	杉並区商店会連合会 副会長
理事	松岡 昇	杉並区スポーツ推進委員の会
理事	白石 高士	杉並区教育委員会教育長

監事	中安 隆	日本公認会計士協会東京会杉並会 監事
監事	森 雅之	杉並区会計管理室長

4 評議員会開催状況

回数	開催年月日	番号	件名	結果
第1回	令和3年 5月13日	議案第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和2年度決算について	原案承認
		報告第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和2年度事業報告について	報告了承
第2回	令和3年 12月17日	議案第2号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団定款の一部改正について	原案承認
		議案第3号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度事業計画について	原案承認
		議案第4号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度収支予算について	原案承認
		議案第5号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度資金調達及び設備投資の見込みについて	原案承認
		議案第6号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員の選任について	原案承認
第3回	令和4年 3月29日	議案第7号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度補正収支予算(第1号)について	原案承認
		議案第8号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和4年度常勤役員の報酬額について	原案承認
		報告第2号	令和4年度組織体制について	報告了承

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員名簿

(順不同)

令和4年3月31日

氏 名	役 職
栢尾 秀治	杉並区体育協会 副会長
碓井 和夫	杉並区体育協会 理事長
國定 利光	杉並区体育協会 常任理事
石山 恵子	杉並区スポーツ・レクリエーション協会 理事長
寺内 一	高千穂大学 学長
小泉 嘉也	杉並区町会連合会 常任理事
伊東 成子	杉並区障害者団体連合会 理事
井上 昭朗	杉並区いきいきクラブ連合会 会長
末永 弘	杉並区立小学校長会 (桃井第三小学校長)
長谷川 学	杉並区立中学校長会 (井荻中学校長)

以上のとおりであるが、令和3年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

公益財団法人 杉並区スポーツ振興財団

令和3年度

決算書

貸借対照表

貸借対照表内訳表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

財務諸表に対する注記

附属明細書

財産目録

貸借対照表

令和4年3月31日

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	99,594,532	136,536,795	△ 36,942,263
未収金	6,790,211	9,288,266	△ 2,498,055
たな卸資産	0	5,905	△ 5,905
貯蔵品	86,197	25,891	60,306
前払金	1,000	1,000	0
前払費用	597,148	1,391,310	△ 794,162
立替金	290,219	248,069	42,150
流動資産合計	107,359,307	147,497,236	△ 40,137,929
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	489,537,547	489,537,547	0
普通預金	10,462,453	10,462,453	0
基本財産合計	500,000,000	500,000,000	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
器具備品	302,260	713,852	△ 411,592
電話加入権	72,000	72,000	0
保証金	10,000	10,000	0
その他固定資産合計	384,260	795,852	△ 411,592
固定資産合計	500,384,260	500,795,852	△ 411,592
資産合計	607,743,567	648,293,088	△ 40,549,521
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	31,881,820	28,617,336	3,264,484
未払法人税等	70,000	70,000	0
未払消費税等	4,152,400	3,081,400	1,071,000
預り金	9,601,510	21,501,531	△ 11,900,021
流動負債合計	45,705,730	53,270,267	△ 7,564,537
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	45,705,730	53,270,267	△ 7,564,537
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産合計	500,000,000	500,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(500,000,000)	(500,000,000)	(0)
2. 一般正味財産	62,037,837	95,022,821	△ 32,984,984
正味財産合計	562,037,837	595,022,821	△ 32,984,984
負債及び正味財産合計	607,743,567	648,293,088	△ 40,549,521

貸借対照表内訳表

令和4年 3月31日現在

(単位:円)

科目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引等消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	99,594,532	0	0	0	99,594,532
未収金	6,693,895	0	96,316	0	6,790,211
貯蔵品	0	0	86,197	0	86,197
前払金	1,000	0	0	0	1,000
前払費用	275,588	0	321,560	0	597,148
立替金	0	0	290,219	0	290,219
他会計短期貸付金	0	0	111,426,754	△ 111,426,754	0
流動資産合計	106,565,015	0	112,221,046	△ 111,426,754	107,359,307
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
投資有価証券	440,583,792	0	48,953,755	0	489,537,547
普通預金	9,416,208	0	1,046,245	0	10,462,453
基本財産合計	450,000,000	0	50,000,000	0	500,000,000
(2) 特定資産					
特定資産合計	0	0	0	0	0
(3) その他固定資産					
器具備品	10	0	302,250	0	302,260
電話加入権	59,976	0	12,024	0	72,000
保証金	9,000	0	1,000	0	10,000
その他固定資産合計	68,986	0	315,274	0	384,260
固定資産合計	450,068,986	0	50,315,274	0	500,384,260
資産合計	556,634,001	0	162,536,320	△ 111,426,754	607,743,567

(単位:円)

科目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引等消去	合計
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	30,154,641	0	1,727,179	0	31,881,820
未払法人税等	0	0	70,000	0	70,000
未払消費税等	4,118,724	0	33,676	0	4,152,400
預り金	8,792,949	0	808,561	0	9,601,510
他会計短期借入金	111,426,754	0	0	△ 111,426,754	0
流動負債合計	154,493,068	0	2,639,416	△ 111,426,754	45,705,730
2. 固定負債					
固定負債合計	0	0	0	0	0
負債合計	154,493,068	0	2,639,416	△ 111,426,754	45,705,730
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
地方公共団体補助金	450,000,000	0	50,000,000	0	500,000,000
指定正味財産合計	450,000,000	0	50,000,000	0	500,000,000
(うち基本財産への充当額)	(450,000,000)	(0)	(50,000,000)	(0)	(500,000,000)
2. 一般正味財産	△ 47,859,067	0	109,896,904	0	62,037,837
正味財産合計	402,140,933	0	159,896,904	0	562,037,837
負債及び正味財産合計	556,634,001	0	162,536,320	△ 111,426,754	607,743,567

正味財産増減計算書

令和3年 4月 1日から令和4年 3月31日まで

(単位:円)

科目	当該年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	2,343,400	2,343,400	0
基本財産運用益計	2,343,400	2,343,400	0
事業収益			
参加料収益	33,030,380	20,577,520	12,452,860
体育施設利用料	70,663,150	53,879,925	16,783,225
指定管理料収益	122,785,000	137,435,379	△ 14,650,379
業務委託料収益	51,820,430	41,824,355	9,996,075
自動販売機手数料	1,313,504	972,872	340,632
有料ロッカー使用料	292,500	205,850	86,650
スポーツ用品販売	21,100	15,350	5,750
用具貸出手数料	46,500	80,050	△ 33,550
事業収益計	279,972,564	254,991,301	24,981,263
受取補助金等			
区補助金収入	89,966,438	73,545,407	16,421,031
受取助成金	0	6,187,076	△ 6,187,076
受取補助金等計	89,966,438	79,732,483	10,233,955
雑収益			
受取利息	1,251	1,399	△ 148
雑収益	148,666	142,822	5,844
雑収益計	149,917	144,221	5,696
経常収益計	372,432,319	337,211,405	35,220,914
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	2,686,852	2,697,024	△ 10,172
非常勤報酬	2,530,800	0	2,530,800
給料手当	161,206,464	134,380,233	26,826,231
福利厚生費	22,352,443	19,353,919	2,998,524
旅費交通費	569,632	403,026	166,606
通信運搬費	1,421,325	1,404,791	16,534
減価償却費	313,512	528,692	△ 215,180
消耗什器備品費	110,000	2,216,374	△ 2,106,374
消耗品費	4,553,418	6,718,639	△ 2,165,221
スポーツ用品販売原価	6,235	8,813	△ 2,578
修繕費	5,514,135	2,836,229	2,677,906
印刷製本費	387,324	285,762	101,562
燃料費	6,291	4,973	1,318
光熱水費	34,821,658	29,483,028	5,338,630
賃借料	3,864,379	4,805,059	△ 940,680
保険料	1,299,360	1,386,570	△ 87,210
諸謝金	13,517,930	7,649,386	5,868,544
租税公課	12,558,100	11,210,700	1,347,400
支払負担金	10,229,810	5,743,529	4,486,281
委託費	113,073,705	105,017,184	8,056,521

科目	当該年度	前年度	増減
著作権使用料	375,645	295,393	80,252
手数料	34,010	33,110	900
広告宣伝費	3,721	18,480	△ 14,759
雑費	0	2,100	△ 2,100
事業費計	391,436,749	336,483,014	54,953,735
管理費			
役員報酬	4,436,269	4,279,175	157,094
給料手当	869,013	763,938	105,075
福利厚生費	365,894	339,589	26,305
旅費交通費	26,232	21,891	4,341
通信運搬費	935,813	724,029	211,784
減価償却費	30,232	14,246	15,986
手数料	575,368	536,052	39,316
消耗品費	130,252	93,346	36,906
修繕費	4,576	134,860	△ 130,284
印刷製本費	0	1,390	△ 1,390
光熱水費	526,149	467,982	58,167
賃借料	1,527,006	1,505,352	21,654
保険料	269,800	269,800	0
租税公課	62,876	109,094	△ 46,218
支払負担金	264,800	373,800	△ 109,000
委託費	3,513,586	2,782,823	730,763
渉外費	23,240	10,000	13,240
管理費計	13,561,106	12,427,367	1,133,739
経常費用計	404,997,855	348,910,381	56,087,474
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 32,565,536	△ 11,698,976	△ 20,866,560
当期経常増減額	△ 32,565,536	△ 11,698,976	△ 20,866,560
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損			
器具備品除却損	349,448	0	349,448
経常外費用計	349,448	0	349,448
当期経常外増減額	△ 349,448	0	△ 349,448
税引前当期一般正味財産増減額	△ 32,914,984	△ 11,698,976	△ 21,216,008
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 32,984,984	△ 11,768,976	△ 21,216,008
一般正味財産期首残高	95,022,821	106,791,797	△ 11,768,976
一般正味財産期末残高	62,037,837	95,022,821	△ 32,984,984
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000	0
III 正味財産期末残高	562,037,837	595,022,821	△ 32,984,984

正味財産増減計算書内訳表

令和3年 4月 1日から令和4年 3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	2,109,060	0	234,340	2,343,400
基本財産運用益計	2,109,060	0	234,340	2,343,400
事業収益				
参加料収益	33,030,380	0	0	33,030,380
体育施設利用料	70,663,150	0	0	70,663,150
指定管理料収益	122,785,000	0	0	122,785,000
業務委託料収益	51,820,430	0	0	51,820,430
自動販売機手数料	0	1,313,504	0	1,313,504
有料ロッカー使用料	0	292,500	0	292,500
スポーツ用品販売	0	21,100	0	21,100
用具貸出手数料	0	46,500	0	46,500
事業収益計	278,298,960	1,673,604	0	279,972,564
受取補助金等				
区補助金収入	76,703,335	0	13,263,103	89,966,438
受取補助金等計	76,703,335	0	13,263,103	89,966,438
雑収益				
受取利息	588	0	663	1,251
雑収益	76,136	9,530	63,000	148,666
雑収益計	76,724	9,530	63,663	149,917
経常収益計	357,188,079	1,683,134	13,561,106	372,432,319
(2) 経常費用				
事業費				
役員報酬	2,686,852	0	0	2,686,852
非常勤報酬	2,530,800	0	0	2,530,800
給料手当	161,191,735	14,729	0	161,206,464
福利厚生費	22,346,241	6,202	0	22,352,443
旅費交通費	569,187	445	0	569,632
通信運搬費	1,421,325	0	0	1,421,325

科目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
減価償却費	276,700	36,812	0	313,512
消耗什器備品費	110,000	0	0	110,000
消耗品費	4,551,210	2,208	0	4,553,418
スポーツ用品販売原価	0	6,235	0	6,235
修繕費	5,514,135	0	0	5,514,135
印刷製本費	387,324	0	0	387,324
燃料費	6,291	0	0	6,291
光熱水費	34,821,658	0	0	34,821,658
賃借料	3,012,907	851,472	0	3,864,379
保険料	1,299,360	0	0	1,299,360
諸謝金	13,517,930	0	0	13,517,930
租税公課	12,482,055	76,045	0	12,558,100
支払負担金	10,229,810	0	0	10,229,810
委託費	113,018,705	55,000	0	113,073,705
著作権使用料	375,645	0	0	375,645
手数料	34,010	0	0	34,010
広告宣伝費	3,721	0	0	3,721
事業費計	390,387,601	1,049,148	0	391,436,749
管理費				
役員報酬	0	0	4,436,269	4,436,269
給料手当	0	0	869,013	869,013
福利厚生費	0	0	365,894	365,894
旅費交通費	0	0	26,232	26,232
通信運搬費	0	0	935,813	935,813
減価償却費	0	0	30,232	30,232
手数料	0	0	575,368	575,368
消耗品費	0	0	130,252	130,252
修繕費	0	0	4,576	4,576
光熱水費	0	0	526,149	526,149
賃借料	0	0	1,527,006	1,527,006
保険料	0	0	269,800	269,800
租税公課	0	0	62,876	62,876
支払負担金	0	0	264,800	264,800

科目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
委託費	0	0	3,513,586	3,513,586
渉外費	0	0	23,240	23,240
管理費計	0	0	13,561,106	13,561,106
経常費用計	390,387,601	1,049,148	13,561,106	404,997,855
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 33,199,522	633,986	0	△ 32,565,536
当期経常増減額	△ 33,199,522	633,986	0	△ 32,565,536
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
器具備品除却損	239,009	110,437	2	349,448
経常外費用計	239,009	110,437	2	349,448
当期経常外増減額	△ 239,009	△ 110,437	△ 2	△ 349,448
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 33,438,531	523,549	△ 2	△ 32,914,984
他会計振替額	981,393	△ 981,393	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 32,457,138	△ 457,844	△ 2	△ 32,914,984
法人税、住民税及び事業税	0	70,000	0	70,000
当期一般正味財産増減額	△ 32,457,138	△ 527,844	△ 2	△ 32,984,984
一般正味財産期首残高	△ 15,401,929	527,844	109,896,906	95,022,821
一般正味財産期末残高	△ 47,859,067	0	109,896,904	62,037,837
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	450,000,000	0	50,000,000	500,000,000
指定正味財産期末残高	450,000,000	0	50,000,000	500,000,000
III 正味財産期末残高	402,140,933	0	159,896,904	562,037,837

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……取得価額による(償却原価法については、取得価額と債券金額との差額の重要性が乏しいため、適用していない)。

(2)固定資産の減価償却の方法

器具備品……定率法によっている。

(3)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	489,537,547	0	0	489,537,547
普通預金	10,462,453	0	0	10,462,453
合 計	500,000,000	0	0	500,000,000

3. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	489,537,547	(489,537,547)	—	—
普通預金	10,462,453	(10,462,453)	—	—
合 計	500,000,000	(500,000,000)	—	—

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具備品	4,055,171	3,752,911	302,260

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
東京都公募公債(10年)第785回	100,000,000	100,450,000	450,000
利付国債(20年)第109回	49,965,000	56,245,000	6,280,000
大阪府公募公債 第413回	39,621,547	39,908,000	286,453
第152回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,650,000	1,650,000
第153回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,580,000	1,580,000
名古屋市第500回10年公募公債	99,951,000	100,387,900	436,900
合 計	489,537,547	500,220,900	10,683,353

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
区補助金	杉並区	13,718,593	96,935,000	103,685,031	6,968,562	預り金

附属明細書

1. 重要な固定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	投資有価証券	489,537,547	0	0	489,537,547
	普通預金	10,462,453	0	0	10,462,453
	基本財産計	500,000,000	0	0	500,000,000
その他固定資産	器具備品	713,852	281,600	693,192	302,260
	電話加入権	72,000	0	0	72,000
	保証金	10,000	0	0	10,000
	その他固定資産計	795,852	281,600	693,192	384,260
合計		500,795,852	281,600	693,192	500,384,260

2. 引当金の明細

該当なし

財 産 目 録

令和4年 3月 31日 現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額		
(流動資産)					
(流動資産) 現金 預金 未収金 貯蔵品 前払金 前払費用 立替金	手元保管	運転資金等及び釣銭	328,767		
	普通預金	みずほ銀行 荻窪支店(一般口)	事業実施に伴う支払いに宛てるために保有している。	66,848,037	
		みずほ銀行 荻窪支店(杉十小温水プール分)	施設前渡金を保有している。	220	
	振替口座	ゆうちょ銀行	職員の給与等の支払いに充てるために保有している。	32,417,508	
	未収金	杉並区役所	公益目的事業の業務受託料・子育て応援券他	6,540,295	
		下高井戸運動場	公益目的事業の施設事業収入	153,600	
		下高井戸運動場他4施設	収益事業の自動販売機手数料	96,316	
	貯蔵品	本部	未使用印紙、切手、はがき	86,197	
	前払金	ライフカード(株)	プリペイドカード未使用額	1,000	
	前払費用	(公財)公益法人協会	令和4年度分会費他	321,560	
		マーシュ総研(株)他1社	令和4年度分団体総合保障制度費用保険他	173,288	
		(株)ザーブリンク	令和4年度4月～6月分教室web申込委託費	102,300	
	立替金	区障害者連合会他7社	自販機光熱水費	290,219	
	流動資産合計			107,359,307	
(固定資産)					
(固定資産) 基本財産 その他固定資産	投資有価証券	東京都公募公債(10年)第785回	共用財産であり、公益目的事業の用に90%、管理業務の用に10%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	100,000,000	
		利付国債(20年)第109回	同上	49,965,000	
		大阪府公募公債 第413回	同上	39,621,547	
		第152回共同発行市場公募地方債	同上	100,000,000	
		第153回共同発行市場公募地方債	同上	100,000,000	
		名古屋市第500回10年公募公債	同上	99,951,000	
		普通預金	みずほ銀行 荻窪支店	同上	10,462,453
	その他固定資産	器具備品	シュレッダー他	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している。	10
			パソコン他	管理業務用財産であり、管理業務の用に供している。	302,250
		電話加入権	本部	共用財産であり、公益目的事業の用に83.3%、管理業務の用に16.7%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	72,000
		保証金	振込代行保証金	共用財産であり、公益目的事業の用に90%、管理業務の用に10%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	10,000
固定資産合計			500,384,260		
資産合計			607,743,567		

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動負債)	未払金	職員給与	3月分(4月15日支給分)	11,988,159
		杉並区役所	高円寺体育館光熱水費等使用者負担金(令和3年度下期分)	4,303,251
		東京企業㈱	下高井戸運動場建物等総合管理3月分	2,849,000
		東京エコサービス㈱	松ノ木運動場他2施設電気料金3月分	2,262,621
		日本環境衛生㈱	荻窪体育館総合管理業務委託3月分	1,908,280
		杉並年金事務所	社会保険料3月分	1,516,400
		タイセイ防災	防災設備保守点検業務委託	891,000
		東九電気工事㈱	荻窪体育館照明器具交換費用	497,200
		東京都水道局	松ノ木運動場他水道・下水道料金3月分	493,645
		中央管財㈱	松ノ木運動場施設清掃及びグランド整備	492,305
		東京ヴェルディ㈱	サッカースクール3月分	359,480
		杉並輸送事業協同組合	指定管理施設の備品等運搬費用	302,500
		日通リース&ファイナンス㈱	松ノ木運動場グラウンド整備用トラクター賃借料他	294,640
		その他	荻窪体育館他施設修繕費用他	3,723,339
		未払法人税等	新宿都税事務所	令和3年度法人住民税・事業税
	未払消費税等	杉並税務署	令和3年度消費税及び地方消費税	4,152,400
	預り金	杉並区役所	令和3年度補助金返還額	6,968,562
			令和3年度指定管理料返還額	1,538,000
		杉並税務署	源泉所得税	481,984
		杉並年金事務所	社会保険料他	508,364
松ノ木運動場他		早朝前納分4月分	104,600	
流動負債合計			45,705,730	
固定負債合計			0	
負債合計			45,705,730	
正味財産			562,037,837	

令和3年度

決算監査報告書

決算監査報告書

監査報告書

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団
理事長 吉田 順之 殿

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

監事 森 雅之 

監事 中安 隆 

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団定款

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツ及び文化等の振興に関する事業を行うことにより、杉並区民のスポーツ活動及び地域活動の活性化を促進し、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業
 - (2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業
 - (3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業
 - (4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業
 - (5) 杉並区から受託するスポーツ施設及び集会施設の管理並びに運営に関する事業
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する事業のほか、この法人は、前項の事業を推進するために行う物販等に関する事業を行う。
- 3 前2項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要

する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員7名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はエに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総

務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が360,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する時は、評議員会の日々の 7 日前までに、各評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令に定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が記名押印する。

第6章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とし、1名の副理事長を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長（前項の規定により副理事長を置くときに限る。）及び常務理事をもって同法 第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長（前条第2項の規定により副理事長を置くときに限る。）及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。

5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係にある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長（第22条第2項の規定により副理事長を置くときに限る。以下「副理事長を置くときに限る。」という。）及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 理事長、副理事長（副理事長を置くときに限る。）及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(顧問)

第28条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、1名以上3名以下とする。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、理事長に対し助言することができる。

5 顧問は、無報酬とする。

6 顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の

基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長（副理事長を置くときに限る。）及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第31条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から7日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から7日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 37 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第41条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第42条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、松沼信夫とする。
- 4 この法人の最初の常務理事は、栗田和雄とする。

附 則 (平成29年3月23日)

改正する定款は平成29年4月1日から施行する。

令和 3 年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事業報告書

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算書



発行 令和4年（2022年）5月

（公財）杉並区スポーツ振興財団

杉並区阿佐谷南一丁目14番2号

電話（03）5305-6161

(補正第 1 号現在)

令和 4 年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

事業計画・収支予算

資金調達及び設備投資の見込み

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 3 1 日

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

目 次

令和4年度	事業計画書	3
令和4年度	収支予算書（補正第1号現在）	13
令和4年度	資金調達及び設備投資の見込み	19

令和4年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

事業計画書

○事業の概要

当財団は、令和4年度以降の新たな事業展開として、杉並区スポーツ推進計画「健康スポーツライフ杉並プラン」及び「財団スポーツプラン」の方針に基づくとともに、今後実施していく事業内容は、民間事業者と競合するものではなく、公益財団法人ならではの事業、財団がこれまで推進してきた地域との連携事業など、財団の特性を発揮出来る事業に特化して事業展開を行うこととする。

今後の取り組みにおいては、特に地域との連携、障がい者スポーツの振興、体育団体等の育成・支援の各分野に注力し、杉並区のスポーツ振興に寄与する事業展開を図っていく。

1 地域との連携

(1) 実施拠点を体育施設から地域をフィールドに

財団は区内のスポーツ振興の活動の場をこれまでの体育施設中心から地域の施設・民間の施設等に広げ「施設で実施する」事業から「身近で慣れ親しんでいる施設等を活用したアウトリーチ」事業を中心に出張教室等を実施する。出張教室は令和3年度から展開をはじめ、令和4年度以降、拡大していく。

主な事業

第1号事業

- (ア) 町会・ケア24との連携事業(拡大)
- (イ) 佼成病院との連携事業
- (ウ) 地域区民センター協議会との連携事業(拡大)
- (エ) 民間スポーツ施設との連携事業(新規)

第2号事業

- (ア) 児童館連携・専門家派遣

(2) 地域のスポーツ団体や活動団体との連携

財団は杉並区体育協会の事務局としての実績や信頼関係を活かし、また、地域資源を熟知した職員人材、財団の持つ地域ネットワークを活用し地域のスポーツ団体や地域活動団体との連携を強化していく。

主な事業

第1号事業

- (ア) 多様なスポーツ体験(新規)
- (イ) 区民歩こう会
- (ウ) ファミリー駅伝
- (エ) ボルダリング

第2号事業

- (ア) 杉並区体育協会事務局、杉並区スポーツ・レクリエーション協会への協力
- (イ) スポレク体験事業(新規)
- (ウ) スポーツアドバイザーの配置

2 障がい者スポーツの振興、さらにユニバーサルスポーツを目指す

(1) 民間事業者が実施しにくい障がい者スポーツの場の提供を図る。

障がいの有無に関わらず誰もが気軽に参加できるスポーツの場の提供を図る。

主な事業

第1号事業

- (ア) 杉並障害者福祉会館との連携事業
- (イ) 区立障害者通所施設との連携事業(新規)
- (ウ) パラスポーツ体験会

(2) 多様なスポーツ実施の場の提供とスポーツを始めるきっかけづくり

杉並区スポーツ・レクリエーション協会との連携を強化し、区民に多様なスポーツを行う場の提供を行う。

主な事業

第1号事業

- (ア) 多様なスポーツ体験(新規)再掲

3 体育団体等の育成・支援

(1) 杉並区体育協会事務局、杉並区スポーツ・レクリエーション協会への協力

体育協会の事務局としての支援を行うとともに、引き続きスポーツ・レクリエーション協会への協力も行っていく。両協会への人材育成等の側面的支援や助言を行うことにより組織強化を図り、加盟団体に対する支援にもつなげていく。

主な事業

第2号事業

- (ア) スポレク体験事業(新規)再掲
- (イ) 講演会・講習会の開催(杉並区体育協会との共催)
- (ウ) 講演会・講習会の開催 総合型地域スポーツクラブ編(新規)
- (エ) 団体への支援

4 区との連携強化

- (1) 区スポーツ振興課で実施している「スポーツはじめキャンペーン」・「スポーツコンシェルジュ」の事業は令和 4 年度から財団に移管され、令和 5 年度以降では重度心身障害者スポーツ教室「わいわいスポーツ教室」の移管が予定されている。
- これまでに培った地域との信頼や関係等、スポーツ振興財団の得手を活かしより効果的に事業を展開していく。
- (2) 区からの委託事業の実施や共管・応援体制を深め、区が実施するスポーツ振興事業の取り組みの一翼を担っていく。
- ① 区委託事業
 - (ア) 障害者スポーツ実態調査・周知業務(新規)
 - (イ) (障害者スポーツ等)来館者支援業務事業(新規)
 - (ウ) すぎなみスポーツアカデミー
 - (エ) パラスポーツ体験会
 - ② スポーツ振興課との共管、応援事業
 - (ア) 中学校対抗駅伝大会(応援)
 - (イ) 交流自治体中学生親善野球大会杉並区開催時(応援)

令和4年度事業計画書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

当該年度における1年間の事業計画は次のとおりである。

1 スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業 (第1号事業)

多くの区民が、スポーツや文化等に親しみ、生涯にわたりスポーツや文化等の地域活動に参加できるように、教室や講座を実施するほか、区民スポーツの普及を図るため、各種大会やイベントを開催する。

《学校施設を利用した教室》

開催場所	種 目	対 象 者	回数	定員	クラス数	開催数
西・豊多摩高校	都立学校施設開放モデル事業	小学～中学生	10回	30名	1	4

《指定管理施設及び民間施設を利用した教室》

開催場所	種 目	対 象 者	回数	定員	クラス数	開催数
永福体育館	親子ビーチスポーツ体験事業	一般区民	1回	30名	1	1
高円寺体育館他	ふれあいフットサル(新規)	障がい者・一般区民	12回	30名	1	1
	ウォーキングフットボール(新規)	障がい者・一般区民	12回	30名	1	1
民間スポーツ施設	ボルダリング	一般区民	5回	9名	1	1
		小・中学生	5回	5名	1	1
障害者福祉会館	スポーツレクリエーション	障がい者	3回	15名	1	1
町会・ケア24	フレイル予防等	一般区民	24回	15名	1	1
佼成病院	介護予防等	一般区民	4回	40名	1	1
地域区民センター	ヨガ・ストレッチ等	一般区民	9回	15名	1	1
杉並区交流協会	ウォーキングラリー(新規)	外国人	1回	30名	1	1
区立障害者通所施設	スポーツレクリエーション(新規)	障がい者	12回	20名	1	1
荻窪体育館他	多様なスポーツの体験(新規)	小学生	11回	25名	1	1

《野外・本部事業》

開催場所	種 目	対 象 者	回数	定員	クラス数	開催数
都内各所	区民歩こう会(春)	一般区民	1回	175名	1	2
関東近郊	区民歩こう会(秋)	一般区民	1回	200名	1	1
蚕糸の森公園運動場	ファミリー駅伝	一般区民	1回	300名	1	1

《共催事業》

開催場所	種 目	対 象 者	回数	定員	クラス数	開催数
ハイランドセンター	ゴルフ体験教室	一般区民	3回	15名	1	1
上信越方面	スキー教室	一般区民	1回	40名	1	1
阿佐ヶ谷中学校	わんぱく相撲大会	小学生	1回	450名	1	1
荻窪体育館	ふれあいスポ・レクまつり	一般区民	1回	200名	1	1
三鷹市大沢 総合グラウンド他	少年野球(東日本小学生親善 野球大会)	一般区民	1回	480名	1	1

《イベント・大会等》

開催場所	種 目	対 象 者	規模等
区内体育施設	区民体育祭	一般区民	夏季大会(3競技)、秋季大会(23競技)、冬季大会(3競技)、スポーツ・レクリエーション大会(16競技)の実施
都内各体育施設	都民体育大会派遣	一般区民	春季大会(25競技)、夏季大会(2競技)、冬季大会(2競技)
都内各体育施設	都民生涯スポーツ大会派遣	一般区民	陸上競技他14種目
都内各体育施設	都民スポレク ふれあい大会派遣	一般区民	ミニテニス他6種目
味の素スタジアム他	観戦事業	小学生 一般区民	プロチーム等の多様な種目の試合の観戦 Jリーグ(東京ヴェルディ・FC東京)や障がい者スポーツ他
桃井原っぱ公園	すぎなみフェスタ	一般区民	区内のスポーツ等の情報発信、体験会、展示等の実施
荻窪体育館	来館者支援業務事業 (新規)	一般区民	障がい者スポーツの拠点となる荻窪体育館の一般使用にボランティアを派遣
区内体育施設 区内障害者 通所施設	パラスポーツ体験会	障がい者・ 一般区民	障がい者がスポーツを身近に感じて始められるよう体験イベントを実施 スポーツ施設:数か所、障がい者施設:数か所
財団本部	リモート事業	一般区民・子ども 障がい者等	一般区民・子ども・障がい者等へ実施時間・種目を工夫し、リモートスポーツ教室を実施
区内体育施設	スポーツ始めキャンペーン スポーツコンシェルジュ事業 (新規)	一般区民	スポーツ始めキャンペーンを実施、スポーツコンシェルジュを派遣

第1号事業	事業数 29	教室 47	26, 339名
-------	--------	-------	----------

2 スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業(第2号事業)

区内のスポーツ団体及び公的な団体等のスポーツ活動を育成・支援し、指導者等の養成を行い、地域スポーツの振興を図る。

開催場所	種 目	対 象 者	規 模 等
区立施設	スポレク体験事業(新規)	一般区民	スポレク種目の体験。新種目の発掘・紹介。
区立体育館	スポーツアドバイザーの配置	一般区民	体育館の一般使用時にスポーツアドバイザーを配置(バドミントン、卓球、インディアカ、ソフトバレーボール、パドルテニス、バウンドテニス、なぎなた、フェンシング、ユニカール)
区立小・中学校	学校や地域におけるコーディネート	小・中学生	学校や学校支援本部等へのコーディネート
区立小・中学校	専門家派遣事業	小・中学生	授業や部活動にトップアスリートや指導者を派遣 30回(サッカー、陸上、バスケットボール、フェンシング等)
区立児童館	児童館連携事業	小学生～高校生	児童館への指導者派遣、連携した教室の開催 70回(卓球、親子ヨガ、チアダンス、一輪車等)
区立施設	すぎなみスポーツアカデミーの実施	一般区民	A1・A2・B・C・D・フォローアップの各講座開講
区立中学校	部活動活性化事業	中学生	区立中学校部活動の技術指導を行い、顧問教員の負担軽減、もしくは顧問の技術指導力の向上を図り、部活動の補完、活性化を支援する。
財団本部	杉並区体育協会事務局、杉並区スポーツ・レクリエーション協会協力	体育団体	体育協会事務局、スポーツ・レクリエーション協会協力
財団本部	指導者登録管理派遣事業(新規)	一般区民	地域への指導者のコーディネート
区立施設	講演会・講習会の開催	一般区民 スポーツ団体	体育協会等スポーツ団体と共催により、講演会・講習会を開催
区立施設	講演会・講習会の開催(新規)	一般区民	区民に講演会・講習会を開催し総合型地域スポーツクラブの設立につなげる。
区内イベント会場	団体の支援	一般区民	杉並区体育協会及び杉並区スポーツ・レクリエーション協会等スポーツ関係団体の活動支援及びスポーツイベントの支援
区立施設	初級障がい者スポーツ指導員養成講習会	一般区民	障がい者スポーツの振興の促進に向け、障がい者のスポーツ指導の基礎的知識・技術を習得した人材を育成する。

第2号事業	事業数 12
-------	--------

3 スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業(第3号事業)

広報紙やホームページ等の活用により、スポーツに関する情報を提供し、スポーツの普及啓発を図る。

《情報の収集及び提供》

項 目	対 象 者	規 模 等
広報紙の発行	一般区民	財団の広報紙「マイスポーツすぎなみ」を発行する。 年5回 744,000部(各148,800部) ① 4月15日号(地域のスポーツ紹介、4月～7月の教室情報等) ② 7月1日号(プール特集、7月～10月の教室情報等) ③ 9月15日号(スポーツフェスティバル特集、9月～11月の教室情報等) ④ 11月1日号(地域のスポーツの紹介11月～2月の教室情報等) ⑤ 1月15日号(地域のスポーツの紹介、1月～5月の教室情報等)
財団ホームページ	一般区民	地域のスポーツ・運動の情報をわかりやすく発信するホームページ運営に努め、身近なスポーツに関する話題や教室等の案内、ブログによる施設の紹介を継続して掲載する。
SNS	一般区民	地域のスポーツ・運動の情報をSNSを活用し、機動的に身近なスポーツに関する話題や教室等の情報発信をする。
歩っとすぎなみ	一般区民	区内等のウォーキングのマップの情報提供

第3号事業	事業数 4
-------	-------

4 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業(第4号事業)

杉並区から受託するスポーツ振興事業及び委託事業を実施し、区民へスポーツの普及・振興を目的とした教室やイベントへの参加の機会を提供する。

《プ ール》

開催場所	種 目	対 象 者	回 数	定 員	ク ラ ス 数	開 催 数
杉並第十小学校 温水プール	小学生水泳Ⅰ	小学生	8回	22名	2	1
	小学生水泳Ⅱ	小学生	8回	22名	2	1
	幼児水泳	年中・年長	4回	22名	1	1
	小学生水泳(苦手克服)	小学1～3年生	4回	22名	1	1
	アーティスティックスイミング(初心初級)	小学生	18回	20名	1	1
	アーティスティックスイミング(経験者)	小学4年～中学生	18回	20名	1	1
	アーティスティックスイミング体験会	小学生	1回	20名	1	1
	ベーシックアクアサイズ	一般区民	1回	20名	1	15
	シェイプアップアクアサイズ	一般区民	1回	20名	1	15
	ワンポイント(泳力アップ)	一般区民	1回	8名	1	17
	ワンポイント(個人向け)	一般区民	1回	8名	1	17
	ワンポイント(バタフライ)	一般区民	1回	10名	2	2
	ワンポイント(プレスト)	一般区民	1回	10名	2	2
	ワンポイント(バックストローク)	一般区民	1回	10名	2	2
	ワンポイント(夏休み)	一般区民	1回	8名	1	5
	水中ウォーキング(新規)	一般区民	1回	10名	1	3
	初心者向けビギナーズスイム(新規)	一般区民	1回	10名	1	3
	フレイル予防事業(新規)	一般区民	1回	10名	1	3
	障がい者水泳	知的障がい者	1回	10名	1	3
	スポーツフェスティバル	一般区民	1回	400名	1	1

《区から受託するスポーツ・レクリエーション事業》

開催場所	種 目	対 象 者	規模等
区立施設	スポーツの輪 促進事業	一般区民	スポーツフェスティバル実施の際、各施設の連携を図り区民にスポーツへの啓発を促す。
区内施設	障害者スポーツ実態調査・周知業務	障がい者	障がい者のスポーツ実施等の実態調査等
区立施設	重度心身障害者スポーツ教室 室わいわいスポーツ教室 (区主催)	障がい者	区主催の事業。応援
区立施設	中学校対抗駅伝大会 (区主催)	中学生	区主催の事業。応援
区立施設	交流自治体中学生親善野 球大会(区主催)	中学生	区主催の事業。応援

第4号事業	事業数 25	21教室	5,772名
-------	--------	------	--------

5 杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業(第5号事業)

杉並区から受託するスポーツ施設について、「杉並区体育施設等に関する条例・同条例施行規則」等に基づき、公平・平等な施設管理を行う。

- (1) 施設の管理運営
 受付案内業務
- (2) 団体登録
- (3) 施設等の維持管理

管理区分	種 別	規 模 等
業務受託	運動場	蚕糸の森公園運動場
	プール	杉並第十小学校温水プール

6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業(第6号事業)

- (1) 各種会議の開催
 - ① 理事会・評議員会の開催
財団の事業計画や予算・決算等を審議する。
 - ② 施設長会、事故防止委員会、財団向上検討会の開催
財団の業務運営を円滑に進めるため、定例的に開催する。
- (2) 各種研修の実施
職員の専門知識やスキルアップを図ることを目的として、各種研修を実施する。
また、他の機関が開催するセミナーや講習会への積極的な参加を進める。
 - ・普通救命救急講習
 - ・接遇研修
 - ・パソコン研修
 - ・広報研修

令和4年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

収支予算書
(補正第1号現在)

収支予算書

令和4年度収支予算書（補正第1号現在）

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

令和4年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団の収支予算は、次の定めるところによる。

(収支予算の総額)

収益の総額は、167,761千円、費用の総額は、172,139千円と定める。

なお、当期収支差額△4,378千円は、前期繰越金を以ってこれに充てる。

(収支予算の科目の区分及び金額)

収支予算の科目の区分及び金額は、次表による。

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引控除	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比較 増(△)減
	公 1					
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	2,110,000	234,000	0	2,344,000	2,344,000	0
基本財産受取利息	2,110,000	234,000	0	2,344,000	2,344,000	0
事業収益	46,876,000	0	0	46,876,000	306,435,000	△ 259,559,000
参加料収益	1,385,000	0	0	1,385,000	56,227,000	△ 54,842,000
体育施設利用料	0	0	0	0	72,235,000	△ 72,235,000
指定管理料収益	0	0	0	0	124,323,000	△ 124,323,000
業務受託料収益	45,491,000	0	0	45,491,000	52,041,000	△ 6,550,000
自動販売機手数料	0	0	0	0	1,050,000	△ 1,050,000
有料ロッカー使用料	0	0	0	0	271,000	△ 271,000
用具貸出・販売手数料	0	0	0	0	288,000	△ 288,000
受取補助金等	108,536,000	9,866,000	0	118,402,000	96,935,000	21,467,000
区補助金収入	108,536,000	9,866,000	0	118,402,000	96,935,000	21,467,000
スポーツ振興くじ助成金収入	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0
中科目別記載			0	0	0	0
受取寄付金	0	1,000	0	1,000	1,000	0
中科目別記載			0	0	0	0
雑収益	68,000	70,000	0	138,000	128,000	10,000
受取利息	0	2,000	0	2,000	2,000	0
雑収益	68,000	68,000	0	136,000	126,000	10,000
経常収益計	157,590,000	10,171,000	0	167,761,000	405,843,000	△ 238,082,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取 引控除	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比較 増(△)減
	公 1					
(2) 經常費用						
事業費						
役員報酬	2,688,000	0	0	2,688,000	2,698,000	△ 10,000
給料手当	86,814,000	0	0	86,814,000	163,215,000	△ 76,401,000
福利厚生費	17,876,000	0	0	17,876,000	23,778,000	△ 5,902,000
旅費交通費	475,000	0	0	475,000	508,000	△ 33,000
通信運搬費	1,624,000	0	0	1,624,000	1,615,000	9,000
減価償却費	0	0	0	0	321,000	△ 321,000
消耗品費	4,699,000	0	0	4,699,000	8,710,000	△ 4,011,000
修繕費	0	0	0	0	6,650,000	△ 6,650,000
印刷製本費	1,243,000	0	0	1,243,000	666,000	577,000
燃料費	0	0	0	0	9,000	△ 9,000
光熱水費	440,000	0	0	440,000	34,751,000	△ 34,311,000
賃借料	2,488,000	0	0	2,488,000	8,898,000	△ 6,410,000
保険料	343,000	0	0	343,000	1,777,000	△ 1,434,000
諸謝金	7,890,000	0	0	7,890,000	16,612,000	△ 8,722,000
租税公課	3,116,000	0	0	3,116,000	12,573,000	△ 9,457,000
負担金支出	14,966,000	0	0	14,966,000	14,876,000	90,000
委託費	16,695,000	0	0	16,695,000	122,578,000	△ 105,883,000
著作権料	41,000	0	0	41,000	379,000	△ 338,000
手数料	570,000		0	570,000	0	570,000
事業費計	161,968,000	0	0	161,968,000	420,614,000	△ 258,646,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取 引控除	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比較 増(△)減
	公 1					
管理費						
役員報酬	0	4,728,000	0	4,728,000	4,604,000	124,000
給料手当	0	769,000	0	769,000	833,000	△ 64,000
福利厚生費	0	307,000	0	307,000	400,000	△ 93,000
会議費	0	30,000	0	30,000	30,000	0
旅費交通費	0	16,000	0	16,000	24,000	△ 8,000
通信運搬費	0	49,000	0	49,000	619,000	△ 570,000
減価償却費	0	7,000	0	7,000	7,000	0
消耗什器備品費	0	590,000	0	590,000	491,000	99,000
消耗品費	0	40,000	0	40,000	316,000	△ 276,000
修繕費	0	100,000	0	100,000	80,000	20,000
印刷製本費	0	128,000	0	128,000	128,000	0
光熱水費	0	23,000	0	23,000	441,000	△ 418,000
賃借料	0	72,000	0	72,000	1,531,000	△ 1,459,000
保険料	0	272,000	0	272,000	272,000	0
租税公課	0	176,000	0	176,000	246,000	△ 70,000
負担金支出	0	379,000	0	379,000	414,000	△ 35,000
委託費	0	2,410,000	0	2,410,000	2,753,000	△ 343,000
手数料	0	30,000	0	30,000	610,000	△ 580,000
渉外費	0	30,000	0	30,000	67,000	△ 37,000
雑費	0	15,000	0	15,000	15,000	0
管理費計	0	10,171,000	0	10,171,000	13,881,000	△ 3,710,000
經常費用計	161,968,000	10,171,000	0	172,139,000	434,495,000	△ 262,356,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取 引控除	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比較 増(△)減
	公 1					
評価損益等調整前 当期経常増減額	△ 4,378,000	0	0	△ 4,378,000	△ 28,652,000	24,274,000
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 4,378,000	0	0	△ 4,378,000	△ 28,652,000	24,274,000
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
他会計振替前 当期一般正味財産増減額	△ 4,378,000	0	0	△ 4,378,000	△ 28,652,000	24,274,000
他会計振替額	0	0	0	0	0	0
税引前 当期一般正味財産増減額	△ 4,378,000	0	0	△ 4,378,000	△ 28,652,000	24,274,000
法人税、住民税及び 事業税	0	0	0	0	70,000	△ 70,000
当期一般正味財産増減額	△ 4,378,000	0	0	△ 4,378,000	△ 28,722,000	24,344,000
一般正味財産期首残高	△ 44,083,000	110,383,000	0	66,300,000	106,792,000	△ 40,492,000
一般正味財産期末残高	△ 48,461,000	110,383,000	0	61,922,000	78,070,000	△ 16,148,000
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	450,000,000	50,000,000	0	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産期末残高	450,000,000	50,000,000	0	500,000,000	500,000,000	0
III 正味財産期末残高	401,539,000	160,383,000	0	561,922,000	578,070,000	△ 16,148,000

令和4年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

資金調達及び設備投資の見込み

令和4年度資金調達及び設備投資の見込み

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1 資金調達の見込みについて

なし

2 設備投資の見込みについて

なし

令和4年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団
事業計画・収支予算・資金調達及び設備投資の見込み
(補正第1号現在)

令和4年3月発行



《編集・発行》

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

杉並区阿佐谷南一丁目14番2号

みなみ阿佐ヶ谷ビル8階

電話 03(5305)6161

FAX 03(5305)6162